

## 大鰐町斎場「鶯郷苑」指定管理者募集要項

大鰐町では、大鰐町斎場「鶯郷苑」（以下「斎場」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

指定管理者として指定を希望する団体は、申請書に事業計画書など必要書類を添えて、応募して下さい。

### 1 対象施設の概要

- (1) 名称 大鰐町斎場「鶯郷苑」
- (2) 所在地 大鰐町大字大鰐字北山4番地
- (3) 施設概要 別紙「大鰐町斎場「鶯郷苑」指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること
  - (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
  - (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

### 3 指定管理者の業務等

#### (1) 管理の基準

① 開場時間 午前8時15分から午後5時まで（ただし、搬入時間は大鰐町斎場管理運営規則（平成5年大鰐町規則第25号）第4条のとおりとする。）

② 休場日 1月1日

※ 指定管理者が、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、休場日を開場日とすることができる。

#### (2) 業務の範囲

① 斎場の維持管理に関する業務

② 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による犬、猫等（以下「小動物」という。）の死体の焼却に関する業務

③ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が斎場の管理上必要と認める業務

### 4 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

なお、管理を継続することが適当でないとき、期間内でも指定を取り消すことがあります。

### 5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 町税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定取り消しを受けたことがないこと。（本町の取り消しに限定しない。）
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体で資格・免許のあること。
- (8) 指定期間中、斎場を安定して管理運営できる団体であること。（法人格の有無は問いません。）
- (9) 青森県内に事務所等の活動拠点を有すること。

## 6 提出書類

申請に当たっては、次の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者の指定申請書（大鰐町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年大鰐町条例第11号）様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 定款、寄附行為の写しその他これらに相当する書類（法人以外の団体にあっては会則等）
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書、貸借対照表、財産目録、収支決算書又はその他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書  
国税及び地方税（市町村民税、都道府県税、消費税、地方消費税、法人税等）について未納がないことの証明書
- (9) その他町長が必要と認める書類

## 7 事業規模

- (1) 町は、各会計年度、斎場の管理運営に必要な経費を指定管理者に指定管理料として支払います。

基準額 11,072千円/年（消費税及び地方消費税を含む。）

- (2) 指定管理料は、申請時に提案された収支予算書に基づき、指定管理者と町が協議の上、会計年度ごとに定めます。
- (3) 指定管理料は、当初想定されなかった（例：灯油・電気料が年間10%以上の変化があった場合等の特別な事情が発生した）場合を除くほか変更しません。
- (4) 使用料の詳細は、別紙「仕様書」のとおりとします。

8 募集開始 令和4年9月5日（月）から

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年9月20日(火)から同年9月26日(月) 午後5時まで  
(必着)
- (2) 質問方法 指定管理者応募に係る質問書（様式第5号）に記載し、持参、郵送、又はFAXにて、住民生活課まで提出してください。
- (3) 回答方法 令和4年10月4日（火）までに、説明会出席者及び募集要項配付団体に対し、郵送又はFAXにて回答します。現地説明会前日までに提出頂いた質問書は説明会の場で回答します。

※ 受付期間を過ぎた新たな質問事項については、原則、回答しないものとします。

10 公募説明会

公募に係る説明会を下記のとおり開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 日 時 令和4年9月22日（木） 午後3時から
- (2) 場 所 大鰐町役場「第4会議室」

※ 当日の移動手段については、各自で用意してください。

- (3) 申込方法 令和4年9月20日（火）午後5時まで（必着）に公募説明会参加申込書（様式第4号）を住民生活課まで提出のこと。（FAXでの提出も可）

11 参加表明書の提出

応募する意思のある団体は、以下により応募参加表明書（様式第6号）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年10月7日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 申請書等の提出先に提出すること。（FAXでの提出も可）

12 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 大鰐町住民生活課

〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

電話 0172-55-6563（内321・326） FAX 0172-47-6742

- (2) 提出期間 令和4年10月7日(金)から同年10月24日(月)までの午前8時15分から午後5時までの間（ただし、閉庁日は除く。）
- (3) 提出方法 上記の提出先まで必ず持参すること。郵送等は受け付けない。

(4) 提出部数 正本1部、副本9部を提出すること。

### 13 留意事項

- (1) 町が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (2) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、町は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 申請の係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 町の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を町の機関において利用する場合がある。

### 14 候補者の選定方法

#### ① 選定委員会

指定管理者選定委員会において、各委員が次の選定事項に沿って、それぞれ審査した評価点が、最も高い申請者を指定管理者候補として選定します。

- (1) 町民の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力や人的能力を有しているか、若しくは確保できる見込みがあること。
- (4) 施設の適切な維持管理が図られるものであること。
- (5) その他必要と認める事項。

#### ② 選定基準

選定基準	配点
事業計画内容における住民の平等利用の確保について	15
事業計画内容における当該施設の効用の発揮について	20
事業計画内容における管理経費の縮減について	20
事業計画に沿った管理を実行するため必要な人員及び財政的基盤	40
施設設置目的達成のため必要と認める事項について	5

### 15 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

16 選定委員会

- (1) 令和4年10月31日(月)を予定しています。(時間等は後日連絡します。)
- (2) 申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

17 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は令和4年第4回大鰐町議会(予定)の議決を経て決定(指定)されます。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定(基本協定・年度協定)を締結しますが、初年度の年度協定の管理業務に係る指定管理料は参考金額以内となります。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められる場合には、指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

19 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(但し、庁内及び選定委員会での使用に限ります。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 申請書類の配布は9月5日(月)から住民生活課で行うほか町ホームページからダウンロードできます。

20 配布資料

- (1) 大鰐町斎場指定管理者仕様書
- (2) 指定管理者の指定申請書(様式第1号)
- (3) 事業計画書(様式第2号)
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) 公募説明会参加申込書(様式第4号)
- (6) 指定管理者応募に係る質問書(様式第5号)
- (7) 応募参加表明書(様式第6号)
- (8) リスク分担表(別紙1)
- (9) 大鰐町斎場「鶯郷苑」利用状況(別紙2)
- (10) 施設の運営に関する業務(火葬)一覧表(別紙3)
- (11) 施設の運営に関する業務(小動物焼却使用)一覧表(別紙4)
- (12) 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表(別紙5)
- (13) 備品一覧表(別紙6)
- (14) 大鰐町斎場条例
- (15) 大鰐町斎場管理運営規則

問合せ先

大鰐町 住民生活課 生活環境係

電 話 0172-55-6563 (内線321、326)

FAX 0172-47-6742

Eメール [seikatsu@town.owani.lg.jp](mailto:seikatsu@town.owani.lg.jp)